

令和 7 ～ 8 年度河内長野市物品購入・管理業務等・賃貸借

競争入札参加資格審査申請書提出要領

- ・河内長野市及び河内長野市上下水道事業の物品購入・管理業務等・賃貸借の競争入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。
- ・有資格者名簿の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間で

河 内 長 野 市
河内長野市上下水道事業

1. 資格要件

- (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成 26 年河内長野市要綱第 47 号）第 3 条に規定する入札等排除措置要件に該当する者でないこと。
- (3) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあっては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (4) **令和 7 年 4 月 1 日**現在において、引き続き 2 年以上その営業を行っていること。
- (5) 国税及び市町村税（東京都特別区については、法人住民税を含む。）を滞納していないこと。それに加えて受任者を選定するときは、その者の所属する事業所の所在地の市町村税を滞納していないこと。

2. 申 請

- (1) 提出方法 **郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラス（赤色））**
※持参不可
★当日消印有効
★宛名書きは、別紙用紙（「封筒貼付け用紙」）を使用してください。
- (2) 受付期間 令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 6 年 12 月 20 日（金）まで
- (3) 提出部数 1 部

(4) 問い合わせ先

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 総務部 契約検査課

電話 0721-53-1111 内線 467・451・469

(5) 提出書類 (※は「提出書類に関する注意事項等」も参照ください。)

No	提出書類	説明	備考
1※	競争入札参加資格 審査申請書	物品購入、管理業務等、賃貸借の 申請書をそれぞれで作成し提出。	指定用紙
2	登録（許可）証明書	免許・許可・登録を要する場合のみ	写し可
3※	登記事項証明書等	法人：法人の法人登記事項証明書 個人：①代表者の身分証明書（成年 被後見人等又は破産に関する 証明書）（注1） ②代表者の登記されていない ことの証明書（成年被後見 人、被保佐人、被補助人でな いことの証明書）（注2） ※①及び②の提出が必要です。	写し可
4※	納税証明書 【国税】	法人：その3の3 個人：その3の2	写し可
	完納証明書（未納が ないことの証明書） 【市町村民税】 ※発行されない市町村等の 場合のみ、直近1ケ年分 の納税証明書	法人：法人市町村民税 個人：市町村民税 支店等（受任者）で申請をする場合 は、本店・支店等の双方を提出。	写し可
	河内長野市の完納証 明書 【固定資産税・都市計画税】	河内長野市に固定資産税・都市計画 税の納税義務のある法人及び個人に限 る	写し可
5※	印鑑証明書	法人：印鑑証明書 個人：印鑑登録証明書	写し可
6	委任状	支店等の代表者に契約締結権限などで 委任する場合のみ ※①建設工事、②建設コンサルタント業 務等、③物品購入・管理業務等・賃貸借 のいずれかで原本を提出いただいている 場合、本書は写しの提出が可能です。	指定用紙

7	指名停止措置要件 非該当誓約書	新規登録業者・更新切れ業者（※）のみ提出。 ※ 過去に登録していても、令和6年4月1日時点で登録のない場合は更新切れ業者となり、提出が必要となります。 ※①建設工事、②建設コンサルタント業務等、③物品購入・管理業務等・賃貸借のいずれかで原本を提出いただいている場合、本書は写しの提出が可能です。	指定用紙
8	物品購入業者カード 管理業務等業者カード 賃貸借業者カード	物品購入、管理業務等、賃貸借のカードをそれぞれ作成し提出 ※希望品目は、有資格者名簿の有効期間内は変更できません。	指定用紙 ※A4横、短辺綴じで両面印刷すること
9	返信用封筒	長3 サイズ 12×23.5cm	貴社住所等を記載し、 110円切手を貼付
10	受付票		指定用紙

(注1) 戸籍のある市町村に申請し取得する。

(注2) 東京法務局あるいは戸籍のある市町村を統括する法務局に申請し取得する。

○「口座振替支払依頼書」について **※競争入札参加資格審査申請での提出は不要です**

現在、口座登録済みで口座（債権者）情報に変更が無い方は提出不要ですが、変更を希望する方及び新規の登録業者で令和7年4月1日以降に契約が発生する方は、請求の際に「口座振替支払依頼書」の提出が必要です。「口座振替支払依頼書」の様式は市ホームページより取得してください。また、支払先口座は可能な限り当市指定金融機関である三菱UFJ銀行の口座を指定してください。

※提出書類に関する注意事項等

申請書類	注意事項	発行機関
No. 1 競争入札参加資格審査申請書	- 申請者は、本社・本店の代表者であること。 - 登記事項証明書上の本社・本店の所在地と申請上の本社・本店の所在地が異なる場合は二段書きで記入すること。 例) 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 (申請上) 東京都〇〇区〇〇 4-5-6 - No. 8 業者カードと記入内容が一致しているか確認すること	—
No. 3 登記事項証明書（法人）	【登記事項証明書】（法人の場合） —→ - 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の提出。 2年以上の営業が要件の為「創業年月日」が<u>令和5年4月1日以前</u>であることの確認をすること。	所管の法務局
身分証明書（個人）	①【身分証明書】 —→ - 成年被後見人などに関する証明 禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証明するもの。 ②【登記されていないことの証明書】 —→ - 成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことを証明するもの。	本人の本籍地である市町村等の役所 本籍地が <u>河内長野市</u> の場合は河内長野市役所 市民総合窓口（市民窓口課）で発行。 各地方方法務局の本局

N o . 4 納税証明書（国税）	【国税】…法人税・所得税・消費税・地方消費税 法人 その3の3 個人 その3の2 <u>消費税、地方消費税については、納税義務がない場合でも納税証明書（法人…その3の3、個人…その3の2）が発行されますので、必ず提出すること。</u>	所管の税務署 所管の税務署
完納証明書（未納が無いことの証明書） 【市町村民税】 ※発行されない市町村等の場合のみ、直近1ヶ年分の納税証明書	【法人市町村民税（東京都特別区においては法人市民税）・市町村民税】 法人 ・完納証明書を提出すること。 ・支店等で契約する場合は、本店・支店の双方の完納証明を提出すること。 ・東京都特別区の場合は「法人市民税」、町村は「法人町村民税」、市は「法人市民税」で発行。 ・本店、支店が同じ市内にある場合は、本店での証明を提出。 個人 ◇市内業者◇ ・完納証明書を提出すること。 ※市内業者とは、河内長野市内に事務所を有し、その事務所において本市との契約を締結する業者をいう。 ◇市外業者◇ ・完納証明書を提出すること。 <u>市町村民税については、完納証明書（未納の額がないことの証明）を提出することとなりますが、完納証明書の発行できない市町村等については、直近1ヶ年分の納税証明書を提出すること。</u>	所在地の市町村等の役所 事業所が河内長野市に所在（市内業者）の場合は河内長野市役所 市民総合窓口（市民窓口課）で発行。 河内長野市役所 市民総合窓口（市民窓口課） 所在地の市町村等の役所

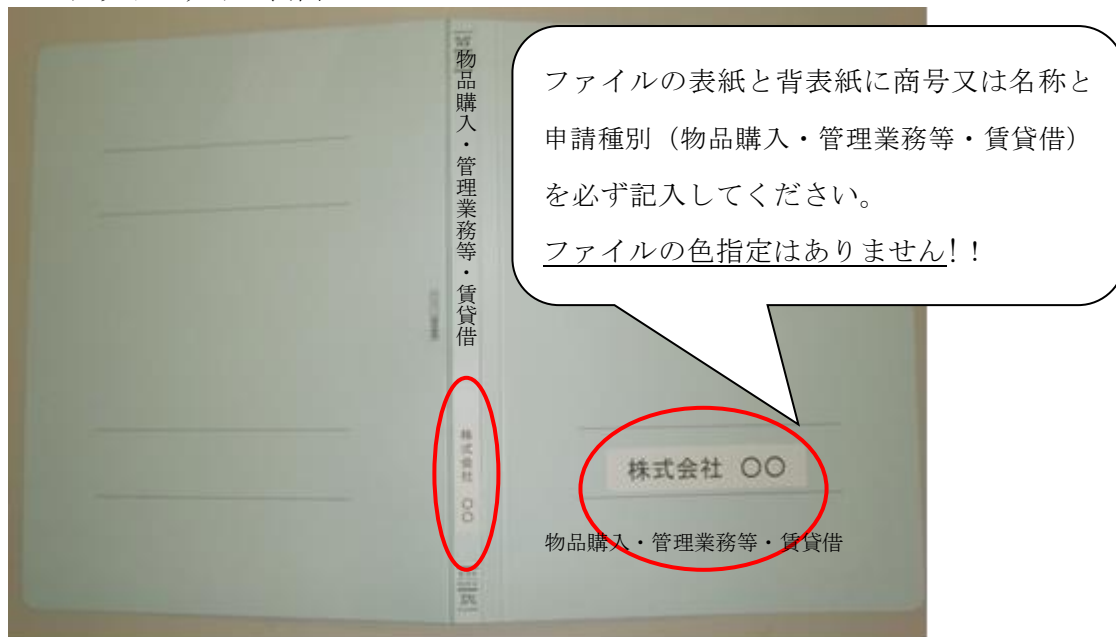
完納証明書 【固定資産税・都市計画税】	【固定資産税・都市計画税】 —————▶ ◇河内長野市に納税義務のある法人及び個人◇ ・完納証明書を提出すること。	河内長野市役所 市民総合窓口 （市民窓口課）
No. 5 印鑑証明書	法人 印鑑証明書 —————▶ 個人 印鑑登録証明書 —————▶	所管の法務局 本人居住地の市 町村等の役所

(6) 書類作成

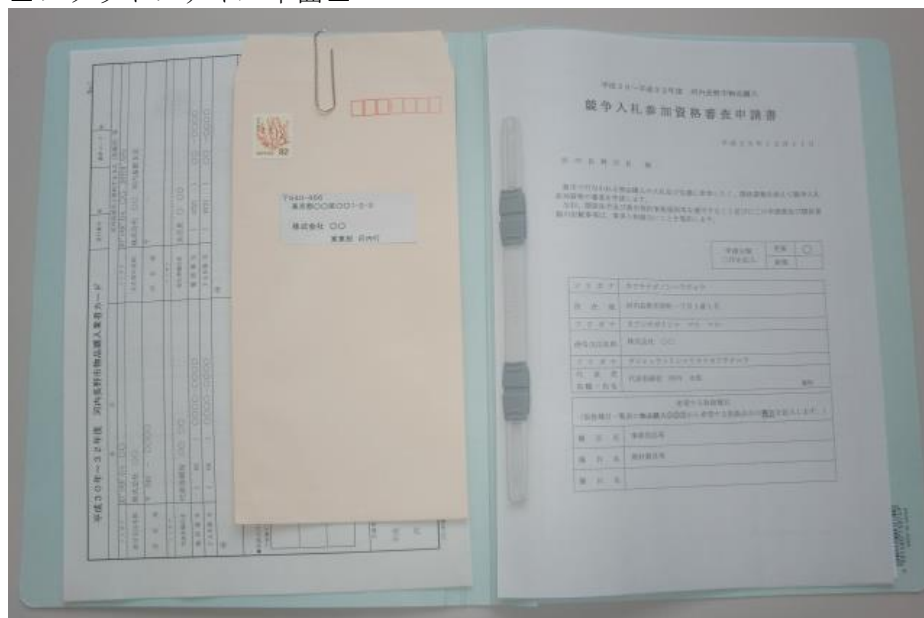
① 書類の綴じ方

- ・フラットファイルはA4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの。

■フラットファイル表面■



■フラットファイル中面■



左側

- (5) 提出書類 No. 8 「『物品購入業者カード』・『管理業務等業者カード』・『賃貸借業者カード』」、No. 9 「返信用封筒」、No. 10 「受付票」を綴じずにクリップ留めにしてください。

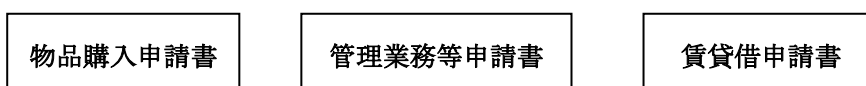
※No. 8 「『物品購入業者カード』・『管理業務等業者カード』・『賃貸借業者カード』」は、それぞれ作成してください。

右側 (5) 提出書類 N o . 1 ~ N o . 7 には穴をあけ、番号順に綴じてください。
※ N o . 1 「競争入札参加資格審査申請書」は「物品購入」、「管理業務等」、「賃貸借」の申請書をそれぞれで作成してください。

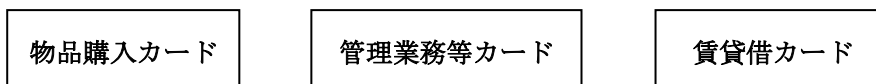
- ② 証明書類(提出書類 N o . 3 ~ N o . 5)は、令和6年9月1日以降に発行のものを提出してください。
- ③ その他の提出書類は、令和6年12月1日を基準として作成してください。
(ただし、決算に関する事項は基準日の直前に決算の確定した日とします。)

3. 希望する取扱品目 (物品購入、管理業務等、賃貸借)

- N o . 1 「競争入札参加資格審査申請書」は、「物品購入」、「管理業務等」、「賃貸借」の申請書をそれぞれ提出。



- N o . 8 「物品購入業者カード」、「管理業務等業者カード」、「賃貸借業者カード」をそれぞれ提出。



登録希望分野ごとに作成

希望する取扱品目は別表の「取扱種目一覧表」のとおりとし、希望品目は「物品購入」・「管理業務等」・「賃貸借」のそれぞれの小分類で3部門まで選択することができます。

希望品目は、有資格者名簿の有効期間内は変更はできませんのでご注意ください!!

4. その他の注意事項

- ① 提出書類に不備のあるものは、受付できませんので記載漏れ等にご注意ください。
- ② 受付期間経過後の受付はいたしません。
- ③ 受付後、資格審査申請書受領書を送付しますので、返信用封筒を同封してください。
- ④ 記載内容等に変更が生じたときは、変更届を速やかに提出してください。
- ⑤ 受付後、河内長野市建設工事等指名停止要綱(平成13年河内長野市要綱第51号)別表の規定に該当する場合、あるいは該当することになった場合は、直ちに報告してください。

申請において虚偽の記載事項があった場合又は申請後に不正若しくは不誠実な行為があった場合は、この資格を取り消すことがあります。

各種証明書類（見本）

登記事項証明書

履歴事項全部証明書			
会社法人等番号			
商号		平成 年 月 日変更	
		平成 年 7月 1日変更	
		平成 年 7月 1日登記	
本店		平成 年 4月 15日移転	
		平成 年 6月 16日移転	
		平成 年 6月 16日登記	
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の日月日	昭和 年 月 日		
目的	1. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、及び、土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業 2. 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びに所有・管理に関する事業 3. 損害保険代理店業務及び生命保険募集業務に関する事業 4. 医療機関が実施する訪問診療に対する支援及びコンサルタント業務 5. 建設用資材の販売 6. 上記に附帯関連する一切の事業 平成 年 2月 25日変更 平成 年 2月 26日登記		
発行可能株式総数			
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 平成 年 5月 18日変更 平成 年 5月 18日登記		

整理番号 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/2

資本金の額		平成 年 5月 15日変更
		平成 年 5月 18日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には株主総会が承認したものとみなす。 平成 年 5月 8日変更 平成 年 5月 18日登記	
役員に関する事項		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
		平成 年 6月 21日解任
		平成 年 6月 22日登記
登記記録に関する事項	平成元年法律第15号附則第3項の規定により 平成 年 4月 20日移記	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

局長
年月日
登記官

整理番号 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 2/2

納税証明書

【国税】

納税証明書	
	(その3の3) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない(証明用)
住所(納税地)	
氏名(名称)	
代表者氏名	
1 法人税について未納の税額はありません。 2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。 以下 余 白	
徴管(証明) 第 号	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日	
	税務署長 財務事務官

その3の3 (法人)

その3の2 (個人)

納税証明書	
	(その3の2) 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない(証明用)
住所(納税地)	
氏名(名称)	
1 申告所得税及復興特別所得税について未納の税額はありません。 2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。 以下 余 白	
徴管(証明) 第 号	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日	
	税務署長 財務事務官

【完納証明書(法人市町村民税(東京都特別区は法人都民税)) ※法人の場合】

※発行する市町村等により、証明書の体裁は異なります。

第 - 号

納 税 (完 納) 証 明 書

住所(所在地)	
氏名(名称)	
法人市民税	について未納の税額はありません。 (但し納期未到来の未納額を除く)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

市長

完納であること!!

法人市民税、法人町民税、法人村民税、法人都民税

【完納証明書(市町村民税) ※個人の場合】

※発行する市町村等により、証明書の体裁は異なります。

第 - 号

納 税 (完 納) 証 明 書

住所(所在地)	
氏名(名称)	
市府民税	について未納の税額はありません。 (但し納期未到来の未納額を除く)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

市府民税、市県民税…など

【完納証明書（固定資産税・都市計画税）※河内長野市に納税義務のある法人及び個人】

第 - 号

納 税 (完 納) 証 明 書

住所(所在地)	
氏名(名称)	
固定資産税 都市計画税	について未納の税額はありません。 (但し納期未到来の未納額を除く)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

市長

固定資産税
都市計画税

印鑑証明書

【印鑑証明書 ※法人の場合】

印 鑑 証 明 書

実印

会社法人等番号
商 号
本 店

昭和 年 月 日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
年 月 日
大阪法務局
登記官

整理番号

【印鑑登録証明書 ※個人の場合】

印 鑑 登 録 証 明 書				
印 影 実印	氏 名			
	生 年 月 日	昭和 年 月 日	性別	男
	住 所			
	備 考			

この印影は、印鑑登録原票に登録されていることを証明します。

年 月 日

市長

この証明書には、「スカシ」等の不正防止処理が施してあります。

登記されていないことの証明書

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

【6】登記されていないことの証明書

(「証明を受ける方」欄に手書きで記載した場合)

登記されていないことの証明書

①氏 名	甲 野 太 郎	
②生年月日	男性 女性 昭和 平成 令和 ☐ ☐ ☒ ☐ ☐	
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	東 京 都	千 代 田 区
	丁目大字地番 九 段 南 1 丁 目 1 番 10 号	
④本 籍 ☐ 国籍	都道府県名	市区郡町村名
	東 京 都	千 代 田 区
	丁目大字地番 (外国人は国籍を記載) 九 段 南 1 丁 目 1 番 地	

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 証明事項(証明範囲)は、その用途(提出先等)によって異なります。一般的には、
「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないこと」
のいずれかについて、証明します。

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

年 月 日

東京法務局 登記官

法 務 太 郎

印

〔証明書番号〕 2017-0100F-00006